

個人市県民税の特別徴収の徹底について

兵庫県と県内すべての市町は連携して、平成30年度より個人市県民税の特別徴収の徹底（一斉指定）を行います。所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者について、下記の【普通徴収の理由】に該当する場合を除いて、地方税法の原則どおり特別徴収を行っていただくこととなります。

普通徴収を希望される場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に【普通徴収の理由】の略号（a～d）または理由を記入してください。（下記「記載例」のとおり）

なお、エルタックスで提出される場合は、「普通徴収」欄に「1」を入力し、摘要欄に該当する略号（a～d）または理由を記入してください。（「普通徴収」欄に「1」の入力がない場合、摘要欄に略号または理由の記入があっても特別徴収となります。）

【普通徴収の理由】

略号	普通徴収の理由
a	退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方（休職者を含みます）
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
c	給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

※ **普通徴収の理由の記載がない場合、原則特別徴収となります**が、例外として「普通徴収希望が確認できるもの」かつ「給与支払額が100万円以下のもの」については、普通徴収として取り扱います。

<給与支払報告書（個人別明細書）への記載例>

30		給与支払報告書（個人別明細書）【抜粋】				(市町村提出用)																
支払を受ける者	住所	※区分		受給者番号																		
				(個人番号)																		
				役職名																		
				(フリガナ) 氏名																		
		種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額																
(摘要)																						
a 平成30年3月31日退職予定																						
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	寡夫	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日										
					特別	その他	一般	特別	寡夫	勤労学生	就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日

乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。

【お問い合わせ先】神戸市役所 行財政局主税部市民税課（特別徴収担当）

電話：078-322-5150